

# 目で確認！消防計画

火災の発生を防ぎ、発生した場合の被害を軽減させるため、以下について従業員に徹底します。

・消防用設備等の不備・不良を発見した場合は、随時改修します。

・消防計画に定めた回数の消防訓練を実施し、事前に消防署への届け出をします。

(① 4 月、 10 月)

訓練月を記載します

・消防用設備等の点検は、年2回実施します。

(② 6 月、 12 月)

(年1回、12 月に消防署へ報告します。)

③

点検月と報告月を記載します

・階段や通路などには、通行の支障となる物品を置きません。

・カーテン・じゅうたんなどは防災物品を使用します。

・建物の増築、改修、間仕切り変更など、建物の内容を変更する時は、消防署へ相談します。

・防火管理者、消防計画を変更した場合は、速やかに消防署に届け出します。

(現在の防火管理者：鯖江 次郎)

防火管理者名を記載します

作成日を記載します

令和 6 年 3 月 1 日作成

(事業所名：福井合同化学 株式会社)

事業所名を記載します

連絡先：丹生分署 0778-36-0119

担当消防署を記載します

